

既存住宅の高齢者福祉施設への活用に関する研究

主査 松原 茂樹*¹

委員 三浦 研*², 鈴木 健二*³

近年、デイサービスのなかでも民家を活用した宅老所と呼ばれる活動が注目されている。宅老所の実態と課題を把握するために25ヵ所の訪問調査と1ヵ所の行動観察調査を行った。その結果、1)NPOが主体であり定員は10人程度が多いこと、2)住み慣れた環境のなか少人数の高齢者が1人ひとりに対応した介護を受けながら自分らしい生活を送ることを理由に民家を選んでいること、3)所要室の確保が困難であること、4)利用者の活動に応じた場所や場が必要であること、などを明らかにした。

キーワード：1)高齢者、2)デイサービス、3)宅老所、4)民家、5)間取り、6)増改築、7)段差、8)場

THE USE OF AN EXISTING HOUSE AS AN ELDERLY FACILITY

Ch. Shigeki Matsubara

Mem, Ken Miura, Kenji Suzuki

This study aims to clarify the conditions and the problems of “Takurousyo”. “Takurousyo” is a day service for elderly in an existing house. The results are as follows. 1) Many “Takurousyo” are managed by NPO, and these can accept 10 elderly. 2) Some “Takurousyo” have difficulty to keep the standard rooms of day service. 3) “Takurousyo” needs the place and “situation” for elderly to spend each in these owns way.

1. 研究の背景と目的

介護保険が2000年4月に制度化されて5年が経過する。介護保険の2005年6月分保険給付額をみると、居宅サービスでは、通所介護（以下、デイサービス）が55.9億円（前年同月比+13.8%）、訪問介護が52.5億円（同、+1.7%）（以上、上位2位まで）、認知症対応型共同生活介護（以下、グループホーム）が19.7億円（同、+43.8%）である。また施設サービスでは、特別養護老人ホーム（以下、特養）が102.9億円（同、+4.0%）、老人保健施設（以下、老健）が80.6億円（同、4.4%）（以上、上位2位まで）である^{注1)}。前年同月と比較すると、特にデイサービスやグループホームの利用が増加している。事業所数をみると、2005年9月30日現在、デイサービスが18,498（前年10月1日時点、14,737）、訪問介護が25,782（同、17,295）、グループホームが7,224（同、5,436）、特養が5,549（同、5,291）、老健が3,319（同、3,131）である^{注2)}。また「高齢者の住宅と生活環境に関する

意識調査」（平成13年）によると、改修も含めて自宅に住み続けたい高齢者は全体で約6割に及ぶ。

居宅サービスの事業所が増加しているが、グループホームは質の低下が言われており、来年度の介護保険改正では指定の制限が行われる。高齢者のニーズを踏まえると今後は居宅サービスの重要性が増し、デイサービスや訪問介護の事業数が増加することが予想されるが、特にデイサービスは利用が増加しており、その果たす役割は大きい。

近年、デイサービスのなかでも既存住宅（以下、民家）を活用した宅老所と呼ばれる活動が注目され、その数は確実に増加しているものと思われる。宅老所の登場の経緯を振り返ると、1980年代中ごろより日本の福祉施設の整備が遅れているなかで、やむをえず当事者が働きかけて高齢者1人ひとりを尊重し、高齢者が住み慣れた環境のなかでケアを受けながら過ごせる場所をつくりだそうとしたことが出発点である^{注3)}。特別養護老人ホームな

*¹ 大阪大学 助手

*² 大阪市立大学 助教授

*³ 鹿児島大学 助手

どの100人近くが人所する施設において、決められた時間内に一斉に同じケアを順次行う流れ作業として高齢者を扱う画一的ケアに疑問をもった方々がより深く高齢者1人ひとりを見ていきたい思いで、住宅を改造して少人数の高齢者を集めてケアを行いだした。その代表的な宅老所として「宅老所よりあい」(福岡県)が挙げられる。この宅老所は高齢者にとって昔からなじみのある小規模な家庭的な環境のなかで少人数に対してケアを行うだけでなく、地元の店など地域資源を活用した地域ケアの面でも先駆的である¹⁴⁾。

しかし、高齢者が利用するデイサービスとして民家を転用するにあたり、民家は新築と違い間取りやバリアフリーなどの物理的なハンディを抱える。そこで本研究では、宅老所の実態を把握し、物理的な制約を受ける条件のなかで高齢者が過ごすことやケアを行う上の課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

介護保険事業を検索できるWAM NET¹⁵⁾などの情報機関では、デイサービスでハードの形態すなわち民家を活用しているかどうか記載されていない。そのため新聞・書籍・雑誌から民家を活用しているデイサービスを

探しだし、訪問調査を行った。調査対象とした宅老所は近畿圏内とし、調査の選定にあたり幅広く事例を集めるため特に条件を設けず無作為に訪問調査を実施した。調査対象とした施設は25カ所であり大阪府が5カ所、兵庫県が15カ所、滋賀県が5カ所である。訪問調査を2003年7月～2005年7月に行った。訪問調査では代表者へのヒアリングと間取りの収集を行い、代表者へのヒアリングでは事業の概要(開設年月・事業の過程・利用者数・職員数など)、建築概要(築年数・家賃など)について行った。また行動観察調査を行うため訪問調査した25カ所から1カ所を選定した。

3. 訪問調査

3.1 事業概要

表3-1に事業概要を示す。事業形態はNPOが21カ所、有限会社が2カ所、法人が2カ所である。加算型は認知症加算を取っている認知症専用の宅老所が2カ所であり、残り23カ所は一般である。

開設年月をみると、2000年4月の介護保険導入前から開設していた宅老所は6カ所あり、すべてNPOである。NPOに法人格が与えられる「特定非営利活動促進法」が2000年3月に整備されているが、直ちにNPO

表3-1 事業概要

施設	開設年月	事業形態	営業日	加算型	定員 (人)	登録人数 (人)	他保険事業	非保険事業
no.1	1998年12月	NPO	週5日	一般	10	13	なし	なし
no.2	2002年4月	有限会社	週6日	一般	10	27	訪問介護	なし
no.3	1999年12月	NPO	週7日	一般	7	21	デイサービス	なし
no.4	2003年11月	NPO	週5日	一般	10	15	デイサービス	ショートステイ・障害者デイ
no.5	2001年7月	NPO	週5日	一般	12	30	デイサービス	ショートステイ
no.6	2003年9月	NPO	週5日	一般	13	36	なし	ショートステイ
no.7	2003年4月	NPO	週5日	一般	10	8	なし	地域交流サロン・子どもサロン
no.8	2004年7月	社会福祉法人	週7日	認知症	10	20	特養	ショートステイ
no.9	1998年4月	NPO	週6日	一般	8	22	訪問介護	なし
no.10	2002年9月	NPO	週6日	一般	10	19	なし	なし
no.11	2004年5月	NPO	週6日	一般	10	14	なし	なし
no.12	1999年6月	NPO	週6日	一般	10	33	なし	なし
no.13	2004年5月	NPO	週7日	一般	13	4	なし	ショートステイ・障害者デイ
no.14	2003年2月	NPO	週7日	一般	10	40	訪問介護	なし
no.15	2002年12月	NPO	週5日	一般	12	33	なし	なし
no.16	1999年9月	NPO	週5日	一般	10	31	訪問介護	ショートステイ
no.17	1995年10月	NPO	週6日	一般	15	26	なし	なし
no.18	2002年8月	NPO	週6日	一般	9	15	訪問介護	ショートステイ・地域通貨・地域交流サロン
no.19	2003年11月	NPO	週6日	一般	11	21	なし	なし
no.20	2003年6月	有限会社	週6日	一般	25	55	介護支援事業所	ショートステイ
no.21	2004年4月	NPO	週5日	一般	10	22	なし	子育てサロン
no.22	2001年10月	NPO	週5日	一般	10	24	なし	なし
no.23	2005年4月	NPO	週7日	認知症	10	13	なし	ショートステイ・子育てサロン
no.24	2004年11月	医療法人	週7日	一般	10	22	老人保健施設	なし
no.25	2003年10月	NPO	週7日	一般	18	55	なし	ショートステイ・障害者デイ・街角デイ

の法人格を得ている宅老所は3カ所である。2002年から2003年に開設した宅老所が11カ所(うち、NPOが9カ所)である。図3-1に平成15年介護サービス施設・事業所調査によるデイサービスの事業形態別開設後期間(2003.10.1時点)を示す。開設後3～4年すなわち介護保険導入後間もない時期にNPOが59カ所と増加し、開設後1～2年すなわち2002年前後にも119カ所と急増している。また営利法人も同様の傾向が言える。ハードの形態は分からないが、NPOや営利法人によるデイサービスが活発になっていると言える。

定員をみると、10人未満が3カ所(うち、NPOが3カ所)、10人が14カ所(同、11カ所)、11～14人が5カ所(同、5カ所)、15人以上が3カ所(同、2カ所)であり平均は11人である(表3-1)。図3-2に平成15年介護サービス施設・事業所調査によるデイサービスの事業形態別定員を示す。NPOは定員10～19人が最も多く318施設である。定員1～9人が83施設、定員20

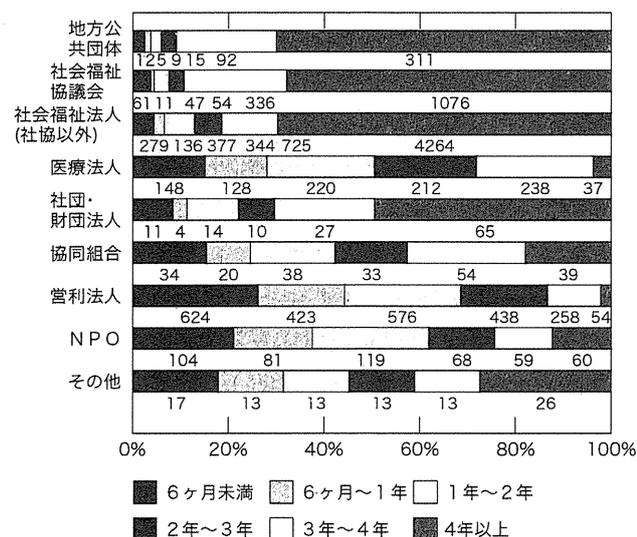


図3-1 事業形態別開設後期間

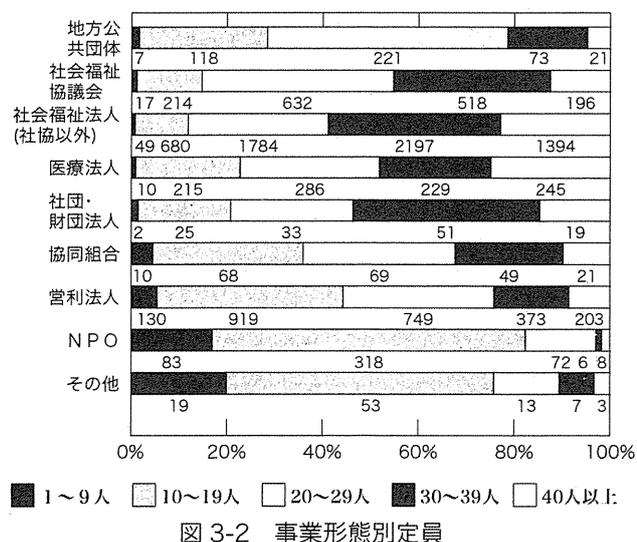


図3-2 事業形態別定員

～29人が72施設であり、それらに比し30人以上はかなり少ない。NPOは定員19人以下の占める割合が他の事業形態の2倍以上であり、ハードの形態は分からないがNPOによるデイサービスは定員が19人以下である傾向が言える。また図3-3に平成15年介護サービス施設・事業所調査によるデイサービスの開設後期間(2003.10.1時点)別定員を示す。介護保険導入前の4年以上や3～4年では定員が40人以上である割合が80%前後を占めているが、時間が経過するにつれ1～9人や10～19人の定員が増加し6ヶ月未満では2つを合わせて40%以上を占めている。今後も定員19人以下のデイサービスの増加が予想される。

非保険事業をみると、家族の急な事情など緊急時に泊まることができるようショートステイを行っている宅老所が10カ所あり、通所介護が必要とされる空間以外にショートステイ用の空間が必要である(表3-1)。no.4・no.13・no.25のように同一建物内で障害者のデイサービスを行っている。いずれの事例も申請上は高齢者と障害者の過ごす場所が別々の場所としているが、実際の活動は同一空間で行っている。週5日のデイサービスを行っているno.7・no.21は地域交流サロン(小学生や集落の方が対象)や子育てサロンのためにデイサービス事業日とは別に1日開けている。いずれも高齢者のためのデイサービスだけではなく高齢者以外の地域の方や子どもが過ごせる場所を始めるにあたり考えていて、また民家を借りる際面識ある家主からも条件として提示された。no.18は地域通貨の事務局を行っている。地域の事情から高齢者の移動手手段の提供を有償ボランティアとして始め、地域通貨に発展していった。その後事務所の移転で現在の場所に移ってから面積に余裕が生じ、「この

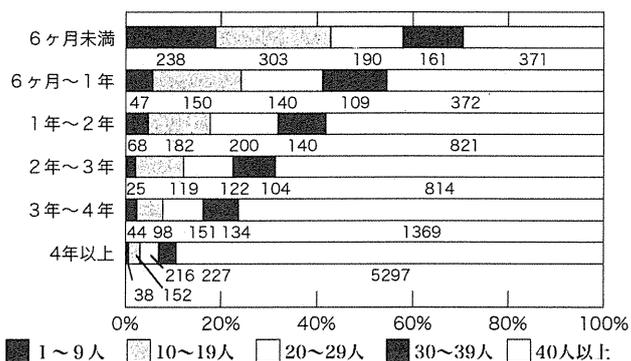


図3-3 開設後期間別定員 (2003.10.1時点)

表3-2 開設のきっかけ

親の介護	no.1	no.9	no.14	no.16	no.17	no.22	no.23
大規模施設などの現場経験	no.3	no.6	no.7	no.8	no.10	no.11	no.15
	no.20	no.21	no.24	no.25			
地域活動	no.4	no.5	no.12	no.18	no.19		
その他	no.2	no.13					

地域の安心拠点、誰もが来られるコミュニティの拠点」としてデイサービスや地域交流サロン(どんな人も利用可、事前申し込みが原則)を始めた。

表 3-2 に代表者が宅老所を始めた経緯を示す。親の介護を経験したことから始めた宅老所は 7カ所である。「父が老人保健施設(のデイケア)で週に 3 回お世話になっていた。でも何もすることがなくて、父は何かするのが好きだったのに、それがきっかけかな。」(no.14)のように、親の介護について従来の施設に対する不満から始めている。「大阪に住んでいたけど、震災後ここにきて。高齢者夫婦が多くて、えらいとこにきたなと。はじめにここで生活するのに何も無いなと思ひ、何か始めなければと思った。震災後で時間もなくて、何か始めないと、ということから始めた。母は当時 87 歳で、ここにきてもらい一緒に過ごしてもらえればという思いで始めたんです。」(no.17)のように親も安心して過ごせる場所を提供することから始めている。

特養などの大規模な施設で働いた現場経験の不満から始めた宅老所は 11カ所である。「相談員として特養で

働いていたんですわ。そこでは十分な介護ができていない、人手がそろっていないから仕方がないんですけど。」(no.10)や「最後に老人保健施設に 5・6 年携わっていて、施設の限界を感じた。50 床でも限界があった。」(no.15)のように大人数を処遇する施設では十分な介護ができないことを理由に少人数による宅老所を始めている。

地域活動から始めた宅老所は 5カ所である。「社協の地区の担当で 8 年前から週に一度のふれあいサロンを行っていて。高齢者が増えてきて、もっと何かしないとけない。」(no.19)や「ボランティアをしていて老後のことを考えると自分たちの欲しいところがいいというので宅老所の見学などして、家庭的な雰囲気を作ろうとした。」(no.12)のように地域での活動やボランティアから始めている。

3.2 建築概要

表 3-3 に建築概要を示す。住居形式は戸建住宅が 12カ所、農家が 8カ所、長屋が 2カ所、店舗付住宅が 2カ

表 3-3 建築概要

施設	住居形式	築年数	階数	延床面積 (㎡)	所有形式	家賃	定員 (人)	1日あたりの利用者人数 (人)	デイ部門面積 (㎡)	活動部門面積 (㎡)	1人あたりの活動部門面積 (㎡/人)	1人あたりの実活動部門面積 (㎡/人)	接続型
no.1	農家	約 100 年	1 階	217.8	代表所有	—	10	6.0	217.8	55.9	5.6	9.3	一体型
no.2	長屋	約 70 年	2 階	114.1	賃貸	不明	10	9.0	114.1	30.0	3.0	3.3	一体型
no.3	戸建住宅	約 30 年	2 階	79.6	賃貸	8 万円	7	6.3	46.5	21.0	3.0	3.3	分離型
no.4	戸建住宅	約 50 年	1 階	107.6	賃貸	10.5 万円	10	8.0	90.0	37.0	3.7	4.6	続き間型
no.5	社員寮	約 20 年	2 階	174.9	組織購入	なし	12	11.0	109.5	36.0	3.0	3.3	一体型
no.6	戸建住宅	約 40 年	1 階	148.9	賃貸	10.0 万円	13	11.0	148.9	39.0	3.0	3.5	続き間型
no.7	戸建住宅	約 40 年	1 階	76.4	賃貸	なし	10	2.5	76.4	30.0	3.0	12.0	一体型
no.8	長屋	約 70 年	1 階	89.4	組織購入	—	10	8.0	89.4	36.0	3.6	4.5	続き間型
no.9	戸建住宅	約 30 年	2 階	62.0	賃貸	不明	8	6.7	62.0	24.5	3.1	3.7	一体型
no.10	戸建住宅	約 30 年	1 階	112.6	賃貸	7.0 万円	10	8.5	112.6	61.0	6.1	7.2	分離型
no.11	農家	約 40 年	1 階	149.7	賃貸	12.0 万円	10	3.5	149.7	47.3	4.7	13.5	分離型
no.12	戸建住宅	約 30 年	1 階	90.4	賃貸	8.4 万円	10	8.4	90.4	33.5	3.3	4.0	一体型
no.13	戸建住宅	約 30 年	2 階	143.7	代表購入	—	13	3.0	143.7	39.4	3.0	13.1	分離型
no.14	農家	約 80 年	1 階	127.4	職員所有	—	10	9.0	127.4	35.6	3.6	4.0	続き間型
no.15	戸建住宅	31 年	2 階	118.4	賃貸	7.5 万円	12	10.0	95.8	40.0	3.3	4.0	分離型
no.16	戸建住宅	33 年	2 階	130.3	組織購入	—	10	8.0	86.4	30.0	3.0	3.8	一体型
no.17	店舗付住宅	約 20 年	2 階	147.6	賃貸	14.0 万円	15	12.0	94.3	45.0	3.0	3.8	一体型
no.18	店舗付住宅	約 20 年	2 階	133.5	賃貸	10.5 万円	9	3.5	105.3	28.4	3.2	8.1	一体型
no.19	戸建住宅	26 年	2 階	105.9	代表所有	—	11	8.0	81.2	33.0	3.0	4.1	一体型
no.20	農家	約 150 年	1 階	182.8	賃貸	なし	25	17.0	154.0	75.0	3.0	4.4	一体型
no.21	農家	約 4 年	1 階	140.4	賃貸	2.0 万円	10	7.4	140.4	52.5	5.3	7.1	分離型
no.22	農家	約 70 年	2 階	144.6	賃貸	8.5 万円	10	9.1	133.1	54.7	5.5	6.0	一体型
no.23	農家	約 80 年	2 階	109.7	代表所有	なし	10	4.5	101.7	55.1	5.5	12.3	分離型
no.24	戸建住宅	約 40 年	1 階	99.3	組織購入	—	10	6.8	80.7	43.8	4.4	6.4	一体型
no.25	農家	約 50 年	2 階	150.5	賃貸	3.0 万円	18	13.7	150.5	54.6	3.0	4.0	分離型

所、社員寮が1カ所である。階数は2階建てのものもあるが、すべての宅老所は利用者が利用するところは1階だけにしている。築年数を見ると、20～40年の宅老所が多いが、no.1・no.20は築100年以上経過している。いずれも家の雰囲気や大きさを気に入り選んでいる。各住居形式の延床面積の平均は、戸建住宅が106.3㎡、農家が148.6㎡、長屋が101.7㎡、店舗付住宅が140.6㎡と農家が最も大きい。所有形式を見ると、賃貸が16カ所、購入が5カ所、所有が4カ所である。賃貸の16カ所のうち、家賃が無償である宅老所は2カ所であり、家賃の平均は84909円である。家賃が無償である宅老所はいずれも代表者の出身集落にあり、家主と面識があり協力が得られたため無償となった。家賃を支払っている宅老所でも多くの場合、「この地域で一カ所あったが、家賃が高い。たまたまここが空き家であった。借家なんです。はじめ家賃は12万5千円であったのですが、家主さんの理解で10万5千円。固定資産税ぎりぎりの家賃で。」(no.4)のように、家主の協力により地域の相場より安い家賃で借りている。

3.3 建築面積

表3-4に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」のデイサービスの建築に関する部分を示す。宅老所のなかには同一建物の中で非保険事業を行っていることがあるので、延床面積からそれらの活動部門を除き、デイサービスとして必要とされる食堂・静養室・相談室など諸室の面積をデイ部門面積とする。またデイ部門面積には原則職員のみしか利用しない事務室・相談室などが含まれているため、それらを除き利用者が日中過ごす食堂および機能訓練室を活動部門とし、その面積を活動部門面積とする。そして活動部門面積を定員で除したものを1人あたりの活動部門面積とする(表3-3)。これを見ると、各住居形式の平均は戸建て住宅が3.5㎡、農家が4.5㎡、長屋が3.3㎡、店舗付住宅が3.1㎡である。基準の3.0㎡である宅老所が11カ所であり、そのうち戸建て住宅が6カ所である。

1人あたりの活動部門面積が3.0㎡の宅老所のなかには、no.2・no.7・no.19のように実際に利用者が滞在することが不可能な階段下・押入・台所を面積に加えているところがある。1日あたりの利用者人数をみると明らかだが、多くの宅老所では、当日利用者の体調などにより突然キャンセルになることが多く、定員いっぱいの利用となることは少ない(表3-3)。運営的なことと実際の利用傾向を考慮して住宅の規模によっては実際使えない部分も活動部門の面積に加えているのが実情である。no.20は1人あたりの活動部門面積が3.0㎡であり、活動部門の面積から最大限確保できる25人を定員として

いるが、1日の利用は最大でも20人と決めていて、当日家族の事情などにより突然利用の申し込みがあったときのために5人分を確保している。通常、デイサービスなど介護保険の利用は事前に申し込みをしておくことになっているが、当日になって利用者本人や家族の事情などで利用の必要が生じたときのためにすぐ対応できる柔軟な体制を整えている。

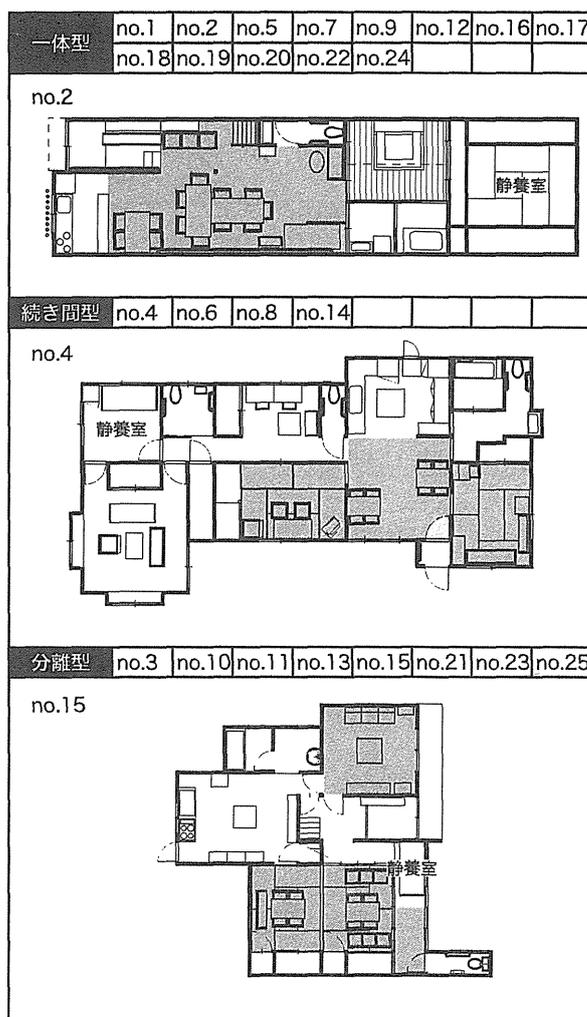
表3-4 デイサービスの設備基準

第九十五条 指定デイサービス所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。



縮尺はすべて1/250、網がけが申請上の活動部門

図3-4 活動部門の接続型

5.0 m²以上である宅老所は5カ所あり、そのうち4カ所は住居形式が農家である。住宅の規模から定員を増やすことができるが、いずれも定員を10人としている。「ゆったりと過ごしたい。」(no.1)や「家庭的な雰囲気を保ちたい、これでも多いぐらい。」(no.21)や「面積的に余裕はあるけどそれ以上定員を増やすことはない。目が届く範囲が限られているので。」(no.10)のように、ゆったりと過ごすことができ家庭的な雰囲気を維持できる人数と、1対1の利用者と職員の関わりを重視し少人数の職員が介護できる人数の限界から、活動部門の面積に余裕があるが定員を抑えている。

次に活動部門面積を1日あたりの利用者数で除したものを1人あたりの実活動部門面積とする(表3-3)。これを見ると、利用者数は常に変動するので長期的にはこの値は流動的であるが、各住居形式の平均は戸建て住宅が5.8 m²、農家が7.6 m²、長屋が3.9 m²、店舗付き住宅が5.9 m²である。3.0 m²以上4.0未満の宅老所は、戸建て住宅で4カ所、農家で0カ所、長屋で1カ所、店舗付住宅で1カ所となっている。その多くは1人あたりの活動部門面積が3.0 m²の宅老所である。

3.4 活動部門の接続型

多くの宅老所では、活動部門は元々の居室の1つだけで所要面積を満たすことはできず、いくつかの居室をそれに転用している。そこで活動部門の位置関係に注目し居室の接続型を3つに分類した(図3-4、表3-3)。一体型は扉や壁を取りのぞき、活動部門全体が1つの居室として活用している型である。続き間型は障子や扉で開閉ができ、その開閉具合で一体的に利用できたり、別々の居室として利用できる型である。分離型は壁で完全に仕切られている、もしくは活動部門の居室が離れていることで別々の居室として利用する型である。接続型をみると、一体型は13カ所、続き間型は4カ所、分離型は8カ所である。続き間型の4カ所はいずれも実際の利用において扉やふすままで仕切るとはほとんど行っていない。

各宅老所の管轄自治体により活動部門の居室の取り扱いについての方針は異なるが、一般的に活動部門は一体的に利用することが望まれ、no.20では「役所から言われて、壁やふすまをすべてはずし死角がないようにした。」と田の字型の間取りから壁やふすまを壁を取り払い、一体的に利用できるよう転用している。またno.15では元々別れていた食堂と続き間の和室のうち、一体的に利用可能な続き間の和室だけを利用するよう管轄自治

表 3-5 増改築歴・段差の状況

施設	増築箇所	改修箇所	玄関段差高 (mm)	玄関段差高の対処方法	内部段差高 (mm)
no.1	なし	機能訓練室・縁側・トイレ・事務室	420	縁側にスロープの設置	0
no.2	なし	機能訓練室・浴室・トイレ	450	簡易スロープ・手すり・2段にする	0
no.3	なし	なし	210	手すり・2段にする	0
no.4	なし	キッチン・トイレ・事務室	170	手すりの設置	200
no.5	なし	機能訓練室・トイレ・浴室・静養室	210	2段にする	30
no.6	トイレ・テラス	勝手口	420	勝手口にテラス(スロープ付き)の設置	30
no.7	なし	縁側・トイレ	420	縁側にスロープの設置	30
no.8	なし	内部すべて	360	スロープの設置	0
no.9	なし	機能訓練室・トイレ・静養室・床(段差解消)	240	イスの配置	0
no.10	なし	なし	300	手すりの設置	60
no.11	トイレ・テラス	トイレ・食堂・キッチン	560	勝手口にテラス(スロープ付き)の設置	0
no.12	なし	トイレ	360	手すりの設置・簡易スロープ	0
no.13	浴室	床(段差解消)	340	手すりの設置・簡易スロープ	0
no.14	トイレ	床(張り替え)	450	手すりの設置	0
no.15	なし	なし	330	手すりの設置	0
no.16	ショートステイ居室・キッチン	トイレ・洗面室	300	手すりの設置	0
no.17	トイレ	キッチン	1600	昇降機	0
no.18	なし	なし	350	手すりの設置	350
no.19	なし	トイレ・洗面室	450	手すりの設置	0
no.20	トイレ	キッチン・トイレ・勝手口	350	勝手口にスロープの設置	0
no.21	なし	浴室・トイレ	240	手すりの設置	210
no.22	なし	浴室・トイレ・勝手口	350	勝手口にスロープの設置	0
no.23	なし	浴室・トイレ・静養室	450	手すりの設置	30
no.24	なし	トイレ・玄関	400	スロープの設置	115
no.25	なし	トイレ・床(段差解消)	450	2段にする	0

体から指導されたが、「見通しがきかないと言われたけど、基準以上の職員を配置するというで食堂と和室が含まれることに理解してもらった。みんなが同じプログラムをするのは不自然だと思うのだけど。」と活動方針を管轄自治体に理解してもらい、元々別れていた食堂と和室をそのまま利用している。

3.5 増改築歴と段差の対処

表 3-5 に増築や改修歴、段差高とその対処方法を示す。増築をした宅老所は 6 ヶ所であり、そのうち 5 ヶ所がトイレを増築している。いずれも元々トイレが 1 つしかなく、利用者人数を検討した結果トイレを増築したものである。また no.6・no.11 ではテラスを増築し、そこをアプローチとして利用者の出入りを行っている。改修した宅老所は 21 ヶ所であり、そのうちトイレを改修した宅老所が 16 ヶ所、浴室を改修した宅老所が 5 ヶ所である。no.8・no.14 のように、宅老所を始める前まで何年も空き家であったために床などが腐り、その改修を行った事例もある。いずれもデイサービスを始めるにあたって、家庭的な環境で取り組みたいと民家を探していた。

玄関の段差高をみると、すべての宅老所に段差があるが、その対処方法はさまざまである。段差をスロープで解消するために元々ある玄関から出入りせず、縁側や勝手口から出入りしている宅老所が 6 ヶ所である (no.1・no.6・no.7・no.11・no.20・no.22)。いずれも農村地域の集落のなかにあり敷地面積に余裕がある。

元々ある玄関にスロープや簡易スロープを設けている宅老所は 5 ヶ所である。また手すりを設けている宅老所が 13 ヶ所である。他には no.9 のように手すりの設置場所が空間的・構造的に確保できないためにイスを置き、背もたれを手すり代わりにしている事例や no.2・no.3・no.5・no.25 のように中間に段をもう一つ設ける事例がある。利用者が利用する部分に段差がない宅老所は 16 ヶ所あり、そのうち no.9 や no.13 では床を張り替えて段差をなくしている。

段差の有無については各宅老所により方針が異なる。その方針は大きく 3 つに分類できる。1 つには利用者の自宅には段差が残っているところが多く、利用者の機能訓練やりハビリの場として段差を残す。2 つには元々の家庭的な雰囲気を残すために段差を残す。3 つにはちよつとしたつまずきなどによる転倒防止のため段差をなくす。「段差が全くないのはダメですよ。家では絶対段差がありますから。普段移動されるところは段差がない方がいいかもしれないですけど、玄関であがるのが普通なの。それが当たり前な生活なんです。家に帰ってもし足があがらなかつたらこけますよ。足を上げるのはいいみたい。簡単なバリアフリーは反対です。段差があつ

て、しきりがあるのが普通じゃない。家でもそうですね。」(no.9) のように、利用者の自宅での生活を考えて段差を残している宅老所が 14 ヶ所あり、元々の雰囲気を残すために段差を残している宅老所が 5 ヶ所、転倒防止のためできるかぎり段差をなくしている宅老所が 6 ヶ所である。

4. no.1 における行動観察調査

本章では、宅老所の活動実態を把握するため比較的早くから活動している no.1 でフィールド調査を行い、宅老所のハードが果たしている役割について検討する。

4.1 no.1 の運営概要

no.1 は 1998 年 12 月に運営を開始したが、始めたきっかけは代表者が義母を介護していて、義母には仲間が必要であると実感したことからである。始めるにあたり家のような雰囲気のなかで日中ゆったりと過ごすことを重視し、築 100 年を経過している比較的大きな民家を知人から譲り受けた。利用者の過ごし方として、「自分が主体的に何かをやれたというのは誇りにつながる。体を動かすことを目的にすると強制になりやすい。気持ちを動かすこと、本人の喜びが最も大きい。そして、喜んでもらえる職員にとってもうれしい。」ということを重視している。実際ある利用者は、何か打ち込めるものはないかと職員が探るなかそれまで経験がなかった機織りを薦められると機織りを行い始めた。できあがったものを自宅や no.1 にしつらえることを繰り返すうちに今では来ると直ちに機織りを始める具合である。

代表者が職員に対し、「管理はしないが自分を高めて

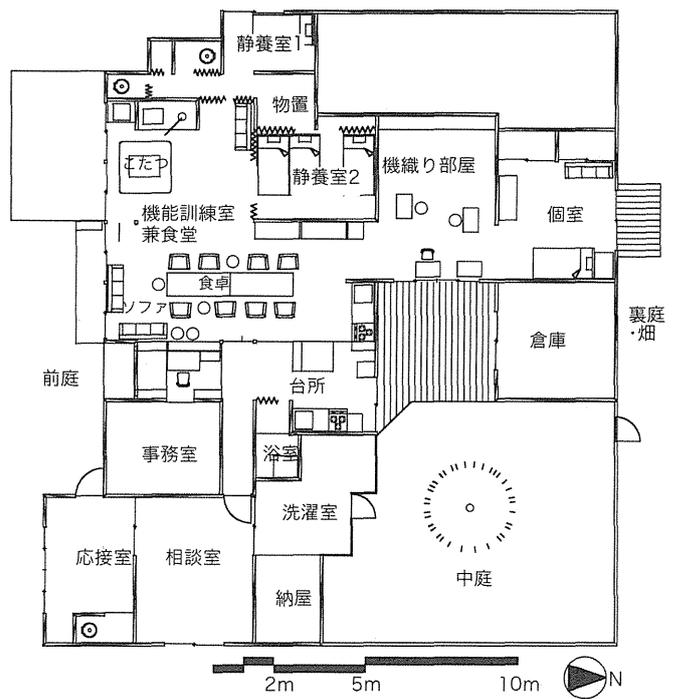


図 4-1 no.1 平面図



図 4-2 no.1 の様子

ほしい。その上でここで働くことができることに感謝と喜びを持ってほしい。一緒に楽しく過ごせて、その上で仕事としてやっていけるのがすばらしいと感じ、それをお年寄りに返してほしい。」ことを求めている。唯一禁止していることは、「職員だけの会話。これはどんな場面でも利用する側にとって気持ちのいいものではない。」。

4.2 no.1 の建築概要

図 4-1 に no.1 の平面図を示す。no.1 は延べ面積 217.78 m²の平屋建てである。定員は 10 名であるが、機能訓練室兼食堂は 55.89 m²あり、基準による 1 人あたりの面積 3 m²に定員 10 名を乗じた 30 m²の約 2 倍に達する。また機能訓練室兼食堂にはテーブルと座卓やソファを設けている(図 4-2)。機能訓練室兼食堂以外にも機織り部屋や個室を設け、利用者が活動できるスペースを

確保している(図 4-2)。機織りに使用する毛糸や布は近くの工場からのもらいものが多く、購入したものは少ない。前庭にはテーブルやベンチを設け、暖かい日にはそこで食事や談笑を楽しむことができるようにしている(図 4-2)。また入り口は縁側であったところに約 40cm の段差解消のスロープを設け、利用者はそこから出入りしている。裏庭には畑があり、花や季節の野菜を育てている。それらの手入れは主にボランティアで週に 1 回来る 60 代の女性や関心がある利用者が行っている。室内は台所と食堂の間に段差が約 10cm あるが、手すりの設置はしていない。台所より東側の居室は事務室や相談室であり、主に職員が利用するスペースである。

4.3 no.1 の利用実績

表 4-1 に 2003 年度の各月の利用実績を示す。利用者・職員の 1 日あたりの人数をみるとそれぞれ平均で 5.3 人、3.9 人であり、利用者と職員の比率に換算すると 1.35:1 と利用者と職員が 1 対 1 に近い人数である。なお、利用者の要介護度はすべて 1~2 であり、痴呆を有している利用者は約 60% である。

表 4-1 2003 年度利用実績

	利用者			職員
	保険利用者数	保険外利用者数	1日あたりの人数	1日あたりの人数
4月	121	3	5.9	3.7
5月	121	0	5.8	3.7
6月	114	0	5.4	3.7
7月	134	0	6.1	3.6
8月	90	0	4.3	4.1
9月	90	0	4.5	4.6
合計	670	3	平均 5.3	平均 3.9

(人)

4.4 調査概要

4.4.1 調査方法

2003 年 11 月 10 日~11 月 14 日にかけて行動観察調査を行った。記録内容は利用者と職員の滞在場所・行為内容・他者との会話であり、観察時間は 9 時 30 分から 16 時まで 10 分ごとである。

表 4-2 調査期間の利用者・職員の利用状況

	利A	利B	利C	利D	利E	利F	利G	利H	利I	利J	利K	利L	職M	職N	職O	職P	職Q	職R
11.10(月)	○			○	○	○	○	○	○				○		○	○		
11.11(火)	○	○	○	○		○							○	○			○	
11.12(水)	○	○			○		(○)						○	○	○	○		○
11.13(木)	○	○	●						○				○		○		○	
11.14(金)	○	○	○				○				○	●	○	○	○	○	○	

●：他の週は利用 (○)：他の週は利用せず △：約半日利用 職 M が代表者

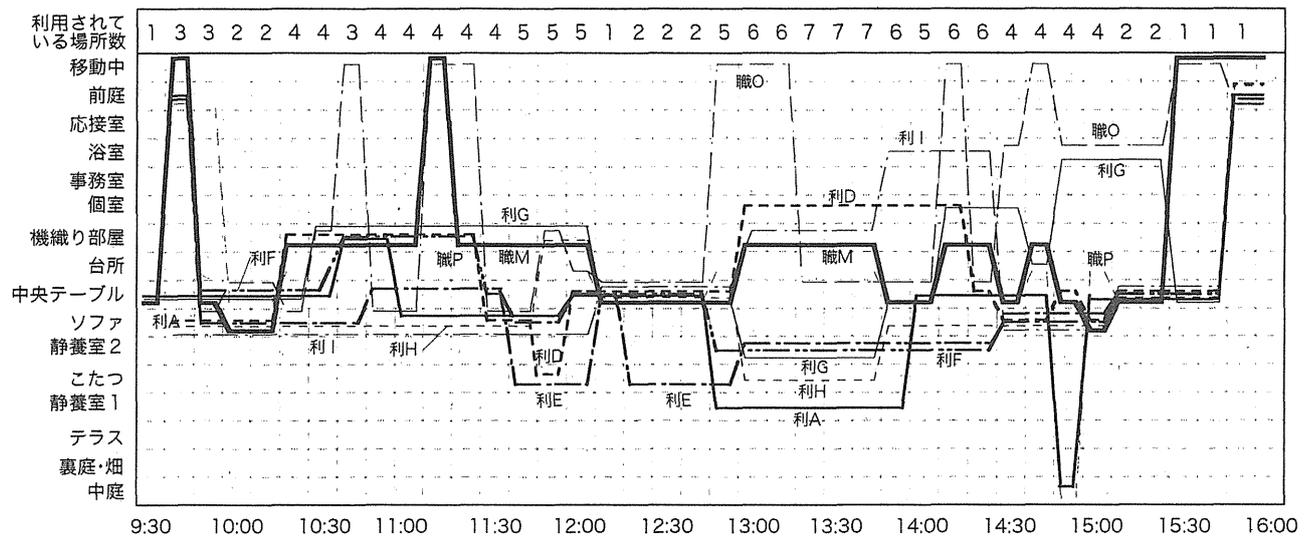


図 4-3 11月10日の活動の時間変化

4.4.2 調査対象者

表 4-2 に利用者・職員の利用状況を示す。週 5 回、週 4 回、週 3 回の利用者がそれぞれ 1 名、週 2 回の利用者が 3 名、週 1 回の利用者が 5 名である。職員は終日 3 ~ 4 名が勤務している。

4.5 調査結果

4.5.1 1日の活動と滞り場所

図 4-3 に 11 月 10 日の活動の時間変化を示す。その日の利用者は 7 名、職員は 3 名である。利 A は機織りをすることは少なく、また自分から話しかけることは少ないが、中央テーブルやソファで利用者や職員とともに座を囲んでいることが多い。15 時前には職 P の声かけで中庭の柿を採りに行っている。なお、利 A は調査期間中見られなかったが、農業を長年行ってきたためよく中庭や裏庭の畑で作業をする。利 D は午前中職 M の声かけにより機織り部屋で機織りの作業を行い、その後はソ

ファや中央テーブルなどで他の利用者と会話をして過ごしていた。利 E は午前中ソファやこたつで他の利用者との会話や 1 人で過ごし、昼寝後の 14 時 30 分すぎからもソファや中央テーブルにて他の利用者や職員と会話して過ごした。利 F は職 M の声かけで機織り部屋で機織りの作業を行い、その後は中央テーブルにて他の利用者や職員と会話して過ごした。利 G は午前中機織り部屋で機織りの作業をして過ごすことが多く、自ら進んで行っている。14 時前から機織りの作業を再開したが、完成間近で集中して行うため「向こうに行って織りがしたい」と他の利用者もいる機織り部屋から個室に移動して作業を行った。利 H は日中ソファで他の利用者や職員と会話して過ごすことが多いが、13 時からこたつに入って横になって昼寝を行った。利 I は他の利用者が昼寝を行っている間、職 M と機織り部屋のストーブの横で機織りを行ったが、それ以外の時間はソファで他の利用者や職員と座を囲んで過ごしていた。

職 M は機織り部屋にて利 G の機織り作業の見守りや

表 4-3 11月10日の利用場所の分散具合

	9:30			10:00			10:30			11:00			11:30
利用場所数	1	3	3	2	2	4	4	3	4	4	4	4	4
うち、職員の利用場所数			1			1	1	1	1	1	1	1	1
利用場所数 / 利用者・職員人数	0.10	0.30	0.30	0.20	0.20	0.40	0.40	0.30	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40

			12:00			12:30			13:00			13:30	
利用場所数	5	5	5	1	2	2	2	5	6	6	7	7	7
うち、職員の利用場所数	1	1	1					1	1	1	2	2	2
利用場所数 / 利用者・職員人数	0.50	0.50	0.50	0.10	0.20	0.20	0.20	0.50	0.60	0.60	0.70	0.70	0.70

		14:00			14:30			15:00			15:30			16:00
利用場所数	6	5	6	6	4	4	4	4	2	2	1	1	1	外出
うち、職員の利用場所数			1	1	1	1		1						
利用場所数 / 利用者・職員人数	0.60	0.50	0.60	0.60	0.40	0.40	0.40	0.40	0.20	0.20	0.10	0.10	0.10	

利用者に声かけを行いつつも自分も機織り作業をして過ごすことが多く、職Oは中央テーブルやソファや機織り部屋など利用者がいるところで利用者と談笑していることが多かった。職Pは昼食の調理を担当するため13時30分過ぎまで台所で昼食の準備・後かたづけをしていることが多いが、その後は自分の個人的な活動として機織りをはじめ、利Aの手伝いを受けながら機織りを行った。

no.1での過ごし方の特徴を挙げると、基本的に利用者は朝やって来ると中央テーブル周辺に集まりお茶を飲みながら会話を行うが、10時前後に各々好きな場所へ移動し思い思いに過ごす。この時自分から好きな場所へ移動する人もいるが、職員の声かけによりさまざまな場所へ移動する人も多い。その後昼食時までは各自さまざまな場所で過ごす。昼食後は基本的に昼寝の時間であり、各自静養室やソファなどさまざまな場所で昼寝をする。元々昼寝の習慣のない利用者は他の場所を見つけて読書などして過ごす。昼食後再び個人的活動をするためさまざまな場所が利用される。

表4-3に利用場所の分散具合を示す。[利用場所数/利用者・職員人数]の値に注目すると、この値が小さいと利用者や職員は大人数のグループで同じ場所に集まり、この値が大きいと利用者や職員は単独あるいは少人数グループで場所を利用していることを示している。みんなが1つの場所に集まるのは、基本的に9時30分頃、昼食時、15時以降だけである。朝みんなが集まる時間帯は[利用場所数/利用者・職員人数]の値が0.2~0.3、その後の10時30分頃から昼食が始まる12時頃までは利用者1人ひとりが個人的活動を行う時間であり、ほぼ0.4~0.5である。みんなが集まる昼食時は0.1程度、昼食後の昼寝の時間は1人につきほぼ1つの場所が利用されるため、0.6以上の値となっている。昼寝終了後から15時頃までは個人的活動を行うため0.4程度の値となる時間が多く、15時30分以降は全員で体操を行ったため1つの場所に集まっている。表4-4に各調査日の利用場所の分散具合を示す。人数が同じあるいはやや少ない11日・12日・14日も10日と同じ傾向を示しており、人数が少ない13日は[利用場所数/利用者・職員人数]の平均で0.5の値を示している。

4.5.2 場

複数の高齢者が日中を過ごす宅老所ではさまざまな活動や他人との関係を通して高齢者の生活が展開される。1つの場所で展開される他者との関係を含めた活動を場と定義し、no.1では展開される場について7つに分類した(図4-4)。

(1)1人による無為の場：1人だけの場所で特に何か活動を行っているのではなく、主にぼんやりと過ごしている

表4-4 調査日の利用場所の分散具合平均

	10日	11日	12日	13日	14日
利用者人数(人)	7	5	4	3	5
職員人数(人)	3	3	5	3	5
利用場所数	3.79	2.53	3.09	3.03	3.75
職員のみ利用場所数	1.13	1.20	1.50	1.43	1.71
利用場所数/利用者・職員人数	0.38	0.32	0.34	0.50	0.38

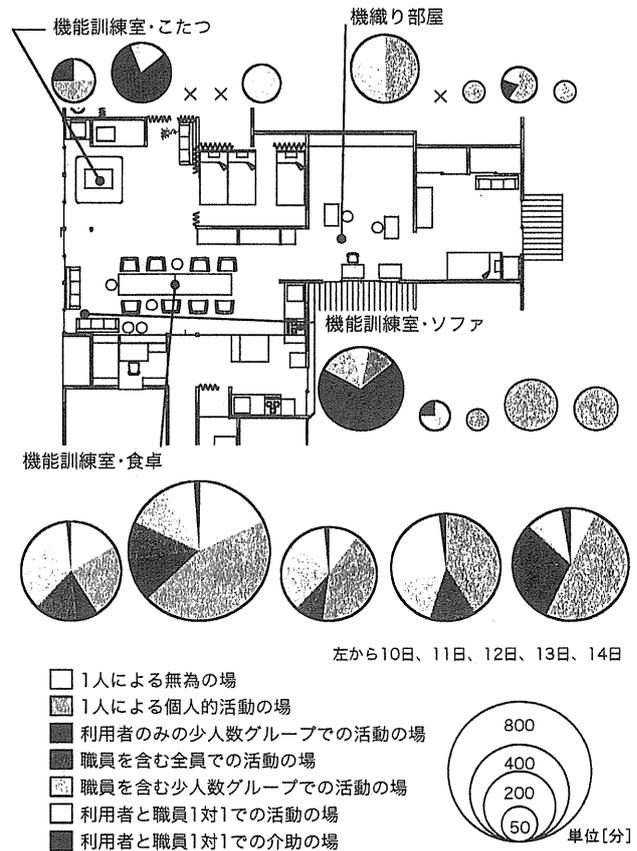


図4-4 主な滞在場所における場の展開

- (2)1人による個人的活動の場：1人だけの場所で機織り作業・読書などの個人的活動を行う
- (3)利用者だけの少人数グループでの活動の場：職員を除いた2~3人の利用者だけのグループで会話などの活動を行う
- (4)職員を含む全員での活動の場：その日利用している利用者・職員全員で活動を行う
- (5)職員を含む少人数グループでの活動の場：2~3人の利用者と最低1人以上職員が含まれているグループで活動を行う
- (6)利用者と職員1対1での活動の場：利用者が職員と1対1で機織り作業・読書などの個人的活動や会話を行う
- (7)利用者と職員1対1での介助の場：利用者が職員と1対1で介助を受けている状況

図4-4に主な滞在場所における場の展開を示す。「1人

による無為の場」は、食卓・こたつ・ソファで展開されているが機織り部屋では展開されていない。また場所によっても日によってばらつきがある。「1人による個人的活動の場」は、日によってばらつきがあるが全ての場所で展開されている。しかしこの場がこたつでみられるのは10日だけであり、他の3つの場所で多く展開されている。「利用者のみで少人数グループでの活動の場」は、日によって大きな違いがあり10日はソファ、11日はこたつで多く展開されている。しかしこの場が機織り部屋で展開されているのは13日だけであり、それもわずかである。「職員を含む全員での活動の場」は、食卓にしか見られず他の場所では見られない。「職員を含む少人数グループでの活動の場」は、食卓では毎日展開されているが、こたつでは11日と14日、機織り部屋では10日、ソファでは10日と11日にしか展開されていない。しかもその割合は日によってばらつきがある。「利用者と職員1対1での活動の場」は、食卓では毎日展開されているが、機織り部屋では10日と13日、ソファでは10日と11日にしか展開されておらず、それも短時間である。またこたつではこの場は展開されていない。「利用者と職員1対1での介助の場」は、どの日も少なく食卓と11日のソファでしか展開されていない。

以上より、多くの場が展開される場所は食卓であるが、それでも多くの場は日によって異なる傾向を示している。またさまざまな場所で多くの場が展開されているが、その日の利用者や活動によっては1つの場だけである場所がある。利用人数の割に面積に余裕があり、また特徴のある豊かな場所をいくつも整えていることで場所の使い分けが見られる。

5. 考察

宅老所の実態を把握するために宅老所25カ所の訪問調査と1カ所の宅老所での行動観察調査を行った。その結果、宅老所の現状と課題を以下に記す。

(1) デイサービスの一般的な傾向として、平成15年介護サービス施設・事業所調査によると2000年4月の介護保険導入後からNPOが急増し、2002年前後からも急増している。またNPOは定員が1～9人と10～19人以下の占める割合が他の事業形態の2倍以上である。2003年10月1日の時点で、開設後期間が介護保険導入前の4年以上や3～4年では定員が40人以上である割合が80%前後を占めているが、次第に1～9人や10～19人の定員が増加し、6ヶ月未満では2つを合わせて40%以上を占めている。訪問調査した25カ所の宅老所のうち、21カ所がNPOであり、定員をみると、10人未満が3カ所(うち、NPOが3カ所)、10人が14カ所(うち、NPOが11カ所)、11～14人が5カ所(うち、

NPOが5カ所)、15人以上が3カ所(うち、NPOが2カ所)である。2000年4月の介護保険導入前から開設していた宅老所は6カ所あり、2002年から2003年に開設した宅老所が11カ所(うち、NPOが9カ所)である。今後、デイサービスはNPOが主体で少人数が中心となり、デイサービスの新たな形態として宅老所も増加することが予想される。

(2) 民家であることの理由を探るために宅老所を始めた経緯を3つに分類した。11カ所は特別養護老人ホームなどの大規模な施設で働いた現場経験の不满から宅老所を始めている。7カ所は親の介護をきっかけにして、従来の施設への不满や親が自分らしく生活でき、住み慣れた地域で過ごすことができることから宅老所を始めている。5カ所は住んでいる地域での地域活動やボランティアを通じて住んでいる地域での高齢者の問題を把握したり、自分の今後の問題や要望を踏まえて宅老所を始めている。いずれの経緯も共通して、住み慣れた地域の住み慣れた環境のなか少人数の高齢者が1人ひとりに対応した介護を受けながら自分らしい生活を送ることができる場所として民家が選ばれていると言える。

(3) 宅老所の定員は前述のように10人が最も多く、10人前後であることが多いが、いくつかの宅老所では10人では家庭的な雰囲気を持てできないことや利用者1人ひとりに対応できないといった趣旨の発言が共通して見られた。「住み慣れた環境のなか少人数の高齢者が1人ひとりに対応した介護を受けながら自分らしい生活を送る」という宅老所の特徴に対し、現状の空間では対応しきれず、民家で活用する場合の課題である。

(4) 所要室の確保についてデイサービスの「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」では、食堂と機能訓練室からなる活動部門の面積が1人あたり3㎡確保することが定められている。1人あたりの活動部門面積をみると、基準の3.0㎡である宅老所が11カ所である。また5.0㎡以上である宅老所は5カ所あり、そのうち4カ所は住居形式が農家である。3.0㎡である宅老所11カ所のうち3カ所は実際に利用者が滞在することが不可能な場所も面積に算入している。多くの宅老所では当日利用者の体調などにより突然キャンセルになることが多く、定員が少人数であるがゆえに1人の欠席は運営に影響を及ぼす。そのため住宅の規模に対して確保できるいっばいの定員をあえて設定していることが多い。また静養室をみると、居室として独立した静養室を確保している宅老所が16カ所であり、他はカーテンや衝立により活動部門と仕切っている。カーテンで静養室を仕切る宅老所のなかには押入を改修して静養室にする具合に居室として静養室を確保できていない。このように民家を活用する場合、所要室の確保は重要な問題であ

り、高齢者が日中過ごす場所として食堂・機能訓練室や静養室が適切な規模・形態であるのかさらに検討する必要がある。

(5) 活動部門の位置関係に注目した接続型をみると、一体型は13カ所、続き間型は4カ所、分離型は8カ所である。続き間型の4カ所はいずれも実際の利用において扉やふすまで仕切ることがほとんど行っていない。接続型は既存の間取りとそこでどのような活動・過ごし方を行うのかといった宅老所の活動方針に影響を受ける。一体型や続き間型には全員が同じことをすることになること、1人ひとりの活動に対応できないことや1人になれる空間が確保できないといった発言がいくつかの宅老所で聞かれた。分離型は職員配置の問題がいくつかの宅老所で指摘された。高齢者が自分らしく過ごせる場所を確保するために前者には空間の問題、後者には見守りなどの職員の問題が大きく、活動部門の間取りの取り方には運営や活動方針も含めた検討が必要である。

(6) 段差の有無をみると、すべての宅老所は玄関に段差があり、16カ所の宅老所では利用者が活動する部分には段差がない。段差の有無について各宅老所の方針は3つに整理できた。①利用者の自宅には段差が残っているところが多く、利用者の機能訓練として段差を残している。②元々の家庭的な雰囲気を残すために段差を残している。③つまずきなどによる転倒防止のため段差をなくす。①②はどんな高齢者の身体特性であろうと住み慣れた環境のなかで今までと変わらない暮らしをすることを目的としたものであり、③は視覚や筋力など高齢者の身体特性に配慮し高齢者が活動しやすい環境を整え、現在の身体特性に応じた暮らしをすることを目的としたものである。段差の有無とその対処方法は「住み慣れた環境のなかで暮らすこと」の内容をしっかりと定め、また職員の人員と合わせて検討する必要がある。

(7) 比較的面積が大きな宅老所にて行動観察調査を行った結果、①利用者自身の目的に応じてさまざまな場所を使い分けていること、②1つの場所でも利用者の人数や職員の動きによってさまざまな利用者の活動や他者との関係の取り方からなる場が多様にあること、③定員や1日の利用人数の割に面積が大きいと、多様な場がある1つの場所とある特定の場となりやすい利用者の活動に応じた場所が多くあること、を明らかにした。

訪問調査した25カ所の宅老所の多くは、高齢者1人ひとりに対応し高齢者が主体的に過ごすことを目標に掲げており、場所と場の視点から高齢者が過ごすのにふさわしいハードのあり方について検討することが必要である。訪問調査から面積が小さな宅老所では空間の狭さゆえに1人ひとり高齢者の活動を支えきれないとの意見もあり、比較的面積が大きな宅老所の行動観察調査ではあ

ったが、そこから得られたいずれの結果も面積が小さな宅老所でも利用者の活動に応じた場所や場が多くあることが必要である。

<注>

- 1) 介護保険事業状況報告
- 2) 2005年9月30日のデータはWAM NET(<http://www.wam.go.jp>)、2004年10月1日のデータは平成16年介護サービス施設・事業所調査結果速報を参照
- 3) 参考文献1) 参照
- 4) 参考文献2) 参照

<参考文献>

- 1) 特集・これからの宅老所・グループホーム、季刊痴呆性老人研究第2号、筒井書房、2000.3
- 2) 下村恵美子著、九十八歳の妊娠—宅老所よりあい物語—、雲母書房、2001.11

<研究協力者>

首藤真英 株式会社類設計室